

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和4年3月11日

○出席委員（13名）

委員長 坂倉 広子  
委員 南川 則之  
委員 瀬崎 伸一  
委員 奥村 敦  
委員 中世古 泉  
委員 浜口 一利  
委員 世古 安秀  
  
議長 木下 順一

副委員長 山本 哲也  
委員 濱口 正久  
委員 片岡 直博  
委員 河村 孝  
委員 戸上 健  
委員 坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太  
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼  
議事総務係長 木田 崇

(午後 1時00分 開会)

○坂倉広子委員長 皆様、会議に引き続き、お疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日ご協議いただく案件は、事項書のとおりです。

3月1日の委員会でお認めいただいた改正案について、執行部担当部署に見ていただいたところ、修正の必要性が生じたことから、その部分についての説明を受けたいと思います。また、前回改正案に間に合っていない部分についても一部取り急ぎ改正したほうがよいのではとのことから説明がありますので、よろしくお願ひします。

それでは、協議事項1、前回の委員会後の修正及び追加改正について。

1、鳥羽市議会基本条例の一部改正について、事務局から説明させます。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません。

前回3月1日にお話を聞いていただいたところではございますが、急な開催をお願いしまして申し訳ございません。

それで、今委員長からお話がありましたように、前回お認めいただいた中で、いわゆる執行部の担当部署の者に見ていただいた結果、多少手直しをするべきというふうな判断がありまして、今日皆さんのほうにご説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それで、まず一つ目、鳥羽市議会基本条例でございますが、資料のほう見てください。

新旧対照表ということではないんですが、同じような表を使わせていただいています。右側が前回提案させていただいた案でございます。今回修正案としまして左側に書かせていただいております。

この法第9条第2項の議決事件のところ、(2)「前後に掲げるもののほか」のくさりでございますが、前回のほうを見ていただくと、下にアとイがあって、アが「計画期間が5年以上の重要な計画」、イが「議長が必要と認める計画」というふうに書いてございます。

(2)の2号のほうに括弧書きで「5年未満の計画を除く」と既に書いてございますので、このアの部分にある「5年以上」という部分は、もう既に除かれているということで必要のない記述かなということでございます。さらに(2)の2号のほうの一部分をそれぞれ「重要な計画等」、一番最後「議長が必要と認める」計画とすることで、同じ事柄になるのかなということで、すっきりさせるために、左側のような形にさせていただいております。

2号を読ませていただきます。「前号に掲げるもののほか、市政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する重要な計画等(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。)」で、議長が必要と認めるもの」というふうな書き方に変えさせていただいたので、お願ひしたいと思ひまして、提案させていただきます。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 事務局の説明は終わりました。

このことについて、ご意見はありませんか。

いかがでしょうか。

副委員長どうぞ。

○山本哲也委員 すみません、先にちょっと委員長と説明を受けたときはこれでもいいかなというふうに思ったんですけども、今ちょっと改めて読んでみると、これ旧のほうですと、計画期間が5年以上の重要な計画、それと議長が必要と認める計画、二つが議決になりますよということなんですけれども、これ新しいほうになると、括弧の後に「で」が入ってくると、計画期間が5年以上の重要な計画で議長が必要と認める計画になるので、5年以上の重要な計画であり、議長が必要と認める計画になっちゃわないかなというふうに、今ちょっと改めて読んでみて思ったんですけども。旧のほうにしようとする、「で」は要らない。

○坂倉広子委員長 事務局。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません。副委員長の今のお話を受けて変えるとなると、「で」ではなく「または」というふうな言葉がここに来るのかなというふうに思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

○山本哲也委員 そうですね、そうやると意味が変わらへんから。

○坂倉広子委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのようにしたいと思います。

続いて、(2)鳥羽市議会委員会条例の一部改正について、事務局から説明させます。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 引き続きまして、委員会条例のほうのお話をさせていただきます。

前回お話しさせていただいたオンライン委員会の関係のことですが、第12条の2ということで、新たに前回4項まで入れさせていただいております。第1項のほうで、1番最後のほうに「この場合において」というふうなくだりがございまして、「この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保に十分留意するものとする」というくだりを入れさせていただいたんですが、この部分については、別の項で立てるべきであるというふうなご意見いただきまして、他市の例をさらに調べましたところ、そういうふうになっておる例がございましたので、改めて、4番目にそちらを入れさせていただくような形で左側を直させていただいております。

4項としまして、「オンライン委員会の開催に当たっては、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保に十分留意するものとする」というふうな形で、別の項としてつくらせていただいております。

さらに、前回第4項でありました、「オンライン委員会における表決の方法その他必要な事項は」というふうなくだりがございまして、こちら5項にさせていただいて、さらに、こちらのほう、第12条の2の見出しが開催方法の特例というふうになっておりますので、前回のようにオンライン委員会における表決の方法というふうなところまで踏み込んで書いてあると、ちょっと見出しと合わないんじゃないかというふうなことを言

われております。見出しのことと何ら違和感はないようにしようと思うと、「オンライン委員会の開催方法その他必要な事項は、委員長が別に定める」というふうな、そのような言葉に変えさせていただきたいということで、提案させていただきます。

それと、前日も少しお話はあったかもしれないんですが、委員長が別に定めるというところは、いわゆる議会の災害時行動計画のほう、今、今後触っていきますので、その中で決めていくようなことになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

この件について、ご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、そのようにしたいと思います。

続いて、(3)鳥羽市議会会議規則の一部改正について、事務局から説明させます。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません、会議規則のほうの説明をさせていただきます。

前回お話をさせていただいた中で、第2条の2及び近い文面で第88条の2というのがございまして、そちらのほうで「長期欠席届と出席届」というふうな形で文面をつくらせていただいております。ただ、そちらのほうの文面に、議会の会議等ということで、括弧書きで「議会の本会議、鳥羽市議会委員会条例」等と、お互いに第2条の場合は本会議のこと、第88条の場合は委員会のことが述べられるべきところに、それぞれの委員会でない部分、本会議でない部分というのが言葉として入ってきておるところに、あまりよろしくないんじゃないかというふうなお言葉をいただきました。

そのことを受けて相談した結果、左側修正案といたしまして、「長期欠席届と出席届」という形ではなくて、「長期欠席に係る届出」という形で作らせていただいております。3項までございますので、今朗読させていただきますので、よろしく願います。

「第2条の2、前条の規定にかかわらず」、前条というのはいわゆる一般にいう欠席のことを規定しておる部分です、後は第2条のほうで規定しておるもののことをいいます、「にかかわらず、議員は、議会の会議等」、ここ言葉一緒なんですが、引っ張ってくるものとしましては、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例、平成26年条例第2号」ということで、そちらの「第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ」ということで、議会の会議等に7日以上継続して出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならないというふうにするものです。

第2項としまして、「議員は、前項の規定による届出後に、議会の会議等に出席できることとなったときは、議長に出席届を提出するものとする」と。

第3項といたしまして、「議長は前2項の規定による届出があったときは」、7日以上欠席となったときの届出、そこから復帰したときの届出です、出席届、それらの届出があったときは「必要があると認める場合

には、医師の診断書等の提出を求めることができる」ということで、第3項にそのような言葉を入れさせていただいております。

ですので、前回の決め事でございますと、7日以上となる場合は、休んでいる期間という出席できない期間が7日以上になった場合は必ず医師の診断書を添付というふうに書いてあったんですが、今回の提案のほうでは、必ずという言い方ではなくて、議長の判断によって、必要が認める場合には求めることができるというふうな、そういうふうな文言になっております。

あと、もう一つお話しさせていただきますが、前回は長期欠席届と、新たに再び議会の会議に出席できるようになったときに出席届というものを、それぞれ様式を一つずつつくらせていただいていたんですが、もともと第2条のほうにある、一般の単発的な欠席のときに届出をするときの様式というのが決まっておきませんので、そちらの様式が決まっていなくて、こちらだけ決まっているというのはいかがであろうかというご意見いただいております。ここには特に様式ということではいわずに、実際運用する段階でこの前お話しさせていただいたような様式を使って提出していただくと、そういうふうな形にしてはどうであろうかということでございます。

続きまして、第69条でございます。

起立による表決のところでございますが、前回提案です、「起立困難な場合は別の方法によることを議長の許しを得てあらかじめ定めることができる」というふうになっております。こちらのほう、起立困難な場合、議長の許しを得てあらかじめ定める、このあたりが、どのタイミングでどういうふうにするというのが実際にはなかなか分かりにくい部分があるのかなという話がありまして、よその例もまた引っ張ってきまして、左にありますように、「起立が困難であると議長が認めたときは、他の方法によることができる」というふうには、ちょっと簡単な感じではございますが、そのようにさせていただくことができないかと。あと、それと「ただし」の後に「障がいその他」とあったところを、「身体の」という言葉をちょっとつけたいなというふうに思っています。こちらのほうを提案させていただきたいと思っております。

こちらのほう69条と、2ページ目の下のほうの第128条も同じような形で手直しをさせていただいております。

続きまして、3ページになります。

すみません、こちら以前、小委員会でお話があったところです。前回ちょっと抜けておりまして申し訳ございませんでした。今回話をさせていただきたいと思っております。

規則の起立の章の部分で、第149条以降、実際には148条以降が、小委員会の皆さんのほうでどういうふうにするかということをお話し合っております。

148条、品位の尊重というのがございますが、こちらはもちろん残すということで、それ以下の携帯品から、第156条の議長の秩序保持権のところまで削除すべきという意見をいただいたもの、あとは変更すべきものということで、3件そのようなことで上がっております。

第149条、携帯品のところは、現状「帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は」というところを、こちら松阪市議会さんがこういうふうに書かれておるわけなんですが、「会議の妨げになるものを携帯してはならない」というふうな表現に変えさせていただくということで、意見がまとまっております。

あと、152条の禁煙、153条の新聞紙等の閲読禁止という項目につきましては、松阪市さんではもう掲載されておらず、特に禁煙などというものにつきましては、当然もう当たり前のことですので載せる必要はないのではないかということで、これら削除ということで、ご意見をいただきました。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 事務局の説明は終わりました。

この件についてご意見はありませんか。

長期欠席からということでよろしいですか。

では、長期欠席から一つずつやっていくということでよろしいでしょうか。長期欠席に係る届出。

よろしいでしょうか。長期欠席に係る届出第88条の2。

○木田次長兼議事総務係長 すみません、もう一つ加えさせていただきます。

○坂倉広子委員長 木田次長、どうぞ。

○木田次長兼議事総務係長 すみません、一つ抜けておりました。申し訳ございません。

今の長期欠席のところによるところでございますが、2番目の第2項の部分でございます。

議員は前項の規定による届出後というふうになっておりますので、以前は90日以上となった議員が原則出席届を出すように、もしくは議長が必要と認めた場合は出席届をというふうになっておりましたが、今回の場合は7日以上継続して出席できないということになった方、いわゆる長期欠席の届けを出された方は、全てこちらのことになる、第2項に該当するという話になっております。

説明が足りひんで申し訳ございませんでした。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

河村副議長、どうぞ。

○河村 孝委員 ちょっと事務局に確認、その第2条の2でその下が2項、こういう表記で正しいわけ。

○木田次長兼議事総務係長 第1項の部分は1とは書かない。

○河村 孝委員 2条だけではなくて、2条の2でいいわけ。

○木田次長兼議事総務係長 はい、2条の2の第2項です。

○河村 孝委員 第2項になるわけね。

3の前2項の規定によるということ、前2項は、その2条の2と、2項と、その両方を指すという意味やね。

○坂倉広子委員長 事務局。

○木田次長兼議事総務係長 今、河村委員がご指摘のとおり、長期欠席によって7日以上を出した方及び下の第2項でそこから復帰した場合に出席届を出すとき、それぞれに議長が判断して、必要があればということでございます。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 ということはですね、文言は変わったけれども、前回案と内容は変わらず、出席届に関しても欠席届けに関しても、議長が必要と認める場合は医師の診断書の提出を求めることができるということは、内容は変わっていないということですね。

○坂倉広子委員長 木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 大卒では変わっていないというふうには考えられると思います。

先ほども後ほど、後から説明させていただきましたように、今回は90日以上欠席となった場合のみ、医師の診断書添付の上というふうに書いてあったところが、必ず復帰した場合は出席届を出すというところが変わったところ、後、今河村委員がおっしゃられたように、議長の判断で医師の診断書等の提出が、求めることができるという点においては、実際のところは、実情としてはあまり変わらないのかなというふうにも思っております。

○坂倉広子委員長 河村副議長。

○河村 孝委員 その下の88条から、今度は委員会の欠席に係る届けは、ここは議長が委員長に変わるで同じ内容ということだと思いますので、私はこれで異議はないです。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 すみません、前のところにあった前条第2項、いわゆる女性の出産に関わる場所の規定はこの限りでないと、ただし書きがされていたのも抜いてあるんですけども、文言は抜いても通るかなとは思いますが、若干ややこしく読みにくくなったなというのはちょっと素直に感じるんですけども、書いておかなくてもいいもんかなと思いました、すみません。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

(「これ事務局としては意図的に外したもののなか抜けているものなのか、その辺はどうですか」の声あり)

○坂倉広子委員長 木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません。第2条の2、新しい修正案のほうに一番最初に「前条の規定にかかわらず」というふうに書いてございますので、そういう意味では、前回と同じようにただし書きを書くと、そことちょっと合わなくなるということで、第2条のことにかかわらず出してくださいねということで、いわゆる産休とかそういうもの、育児とかそういうのも、7日以上継続してというのであれば出してくださいというふうな考え方で書いております。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

浜口一利委員、いかがでしょうか。どうぞ。

○浜口一利委員 いや、これだけでいいと思います。

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

副議長、いかがですか、よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

69条と128条。

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 異議なし。



(何事か発言するものあり)

○坂倉広子委員長 山本副委員長。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

言っていたのは多分そういうことで、多分旧のところやと、別の方向によることを議長の許しを得てあらかじめというところで、いつ誰がとかというところの部分、今回の書き方であれば、議長が認めたときはということで、そういうふうにさせていただいたというところでございますので、そのように理解いただければなというふうに思います。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにしたいと思います。

続いて、149携帯品、いかがでしょうか。

(何事か発言するものあり)

○坂倉広子委員長 木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません。この第5章規律のところでございますが、一番最後に議長の秩序保持権ということで、第156条、全て規律に関する問題は議長が定めるとありますので、最終的にはそこへ帰結するのかなというふうに考えております。

(何事か発言するものあり)

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、そのようにさせていただきますが、次、152禁煙と新聞紙等の閲読禁止、削除、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、そのようにしたいと思います。

続きまして、(4)鳥羽市議会議員政治倫理条例の一部改正について、事務局から説明をさせます。

事務局、岩井局長。

○岩井事務局長 次の、鳥羽市議会議員政治倫理条例のもう一つのA4の縦の修正箇所(案)というやつをご覧ください。

これは政治倫理条例に先日議会研修会で高沖先生の研修を受けていただいたと思う中で、政治倫理の内容について議員さんだけで判断するのはどうかというお話があったと思います。そこに、審査するのに外部有識者の意見と参加等について、できる規定を入れてはどうかという形がありましたので、少し検討させていただきました。

それで、ほかの市町、県議会含めて、第三者機関について、議会にそれは設置できるかどうかという話がありましたので、委員にそういう学識有権者を入れるというのではなくて、必要なときに参加を求めるという形でさせていただきたいと思ひまして、今回の追加上程をさせていただきたいと思ひます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

(何事か発言するものあり)

○坂倉広子委員長 そうですね。もしご意見が、片岡委員、ございましたらどうぞ。

よろしいですか。大丈夫ですか。

○岩井事務局長 よろしいですか。

続けさせてもらいます。

それで、6条が政治倫理条例の設置という条例の案になります。そこに6項として、審査会は審査のため必要があると認めるときは学識経験者等に対し出席を求め、意見を聴取し、または調査させることができるという形で、委員には入れませんが、必要があるというときには委員会に呼んで意見及び調査をさせることができるという、できる規定を追加させていただきたいと提案させていただきます。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

この件についてご意見はございませんでしょうか。

(「いいですかね」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、そのようにしたいと思います。

次、事務局説明よろしくお願ひします。

木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 すみません、引き続き鳥羽市議会議員政治倫理条例のことについて、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

今、局長のほうからお話のあった縦1の、A4縦版の説明の2ページ目でございます。

今回、前回提案させていただいた中で、政治倫理条例の第3条に、宣誓書の提出というものを加えるというふうな提案をさせていただいております。

この場合、同条第1項に議員の任期開始の日から30日以内に宣誓書を議長に提出しなければならないと書いてございます。

このことから、今回これをつけた場合、経過措置というのを設ける必要があります。附則で、この条例は、ほかの条例も今回お認めいただくものも全てですけれども、令和4年4月1日から施行するというふうな方向になるのかなというふうに思っておりますが、このようにした場合、経過措置として、この条例で施行の際、現に議員である者、いわゆる今こちらに見える14名の議員さんに対しては、改正後の鳥羽市議会議員政治倫理条例第3条の規定の適用について、どのようにするかというところで、同条中「議員の任期開始の日」とあるのを、まずは「この条例の施行の日」とすることによって、施行日から30日以内に宣誓書を議長に提出しなければならないというふうに読み換えることになるという経過措置を設けたいというふうに考えております。

一番下に書いてありますように、この場合、議員の皆様には、4月30日までに宣誓書の議長への提出をお願いすることになりますので、ご了承いただきたいと思います。ご意見ありましたら何かよろしくお願ひします。

○坂倉広子委員長 よろしくお願ひいたします。

このことについてのご意見はなしということで。

○木田次長兼議事総務係長 もう一つ、いいですか。

○坂倉広子委員長 木田次長。

○木田次長兼議事総務係長 今日認めていただいたものを最終として改正案等をつくってまいりたいと思いますが、細かい言い回しの部分とか、句読点の部分とか、そういう部分に関しましては、ちょっとお任せしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

申し訳ございません。ありがとうございました。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

この件についてご意見は。大丈夫ですね。

それでは、そのようにしたいと思います。

本日の協議事項は全て終わりました。

これをもちまして議会改革推進特別委員会を終わります。

ありがとうございました。

(午後 1時42分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年3月11日

議会改革推進特別委員長      坂   倉   広   子